

【決議案】すべての被害者に公正な補償と 「アスベスト対策基本法」の制定を求める決議

2006年4月28日 石綿対策全国連絡会議第19回総会

クボタ・ショックによって日本社会は初めて、アスベスト被害と被害者・家族に正面から向かい合うことになったと言ってよいでしょう。世界中で労働災害・職業病の被害者を記念する「ワーカーズメモリアルデー」のこの日に第19回総会を開催した私たちは、アスベストによって尊い生命を奪われた被害者の冥福を祈り、今まさに闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。

私たちはまた、クボタ・ショックの発端をつくった三人の中皮腫患者の一人であり、石綿健康被害救済新法が施行された3月27日に逝去された故前田恵子さんの、不治の病と大企業に立ち向かった勇気に心から敬意と感謝を表します。私たちは、貴女の遺志をしっかりと受け継いでいきます。

クボタと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会等は4月17日に各々、話し合い協議を経て「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金支払い規定」の骨子がまとまったことを公表しました。同社は、退職者も含めた労働者のアスベスト被害に対しては、公的労災補償に加えて2,500～3,200万円を支給する等の「上積み補償制度」を実施していますが、工場周辺住民被害者に対しても新たに、石綿健康被害救済新法とは別に「救済金」として2,500～4,600万円を支払うというものです。

原則として、石綿健康被害救済新法の対象となった者、アスベストを使用していた1954～1995年の間に同工場から1km以内に一年以上居住または範囲内に所在する職場・学校等に一年以上生活拠点をもっていた者を対象としているものの、救済金運営協議会で原則から外れる場合の取り扱いを検討する道も確保しています。

私たちは、「すべての被害者に隙間なく公正な(労災補償並みの)補償」を要求してきました。そして、それはアスベスト関連企業(アスベストによって利益を得てきた企業)及び国の責任によって実現されるべきだと考えています。今回の「救済金支払規定」は、これを実現する最初の、大きな第一歩として歓迎します。また何よりも、当事者である患者・家族と支援の方々のこの間の努力の賜物であると理解しています。

これまでの公害・労災職業病の加害企業に多くみられたようにいたずらに紛争化させる愚をおかさず、話し合いによる解決を選択したクボタの決断にも敬意を表したいと思います。しかし同時に、同社にとっても、これがその社会的責任をはたしていく第一歩であることを指摘しておきたいと思います。

第1に、やはり因果関係を真正面から認めて謝罪し「救済」ではなく「補償」とすべきです。第2に、1km超の範囲の被害、中皮腫以外のアスベスト関連疾患等の取り扱いについても真摯に協議に臨むべきです。第3に、下請・出入り業者の労働者の被害に対しても正社員並みの補償を実施すべきです。そして第4に、日本で最後の最後まで最大の消費企業として、アスベスト含有建材等を、含有の事実及び有害性等の情報を適切に知らせることなしに製造・販売し続けてきたことの社会的責任も明らかにしなければならないと考えます。

同時に、クボタ以外のアスベスト関連企業が、被害者や家族の訴えを待たずに、ただちに最低限「クボタ並み」の、すべてのアスベスト被害者に対する補償/救済制度を確立・公表することを要求します。クボタ・ショック直後に私たちは、(社)日本石綿協会に要望することを通じてすべてのアスベスト関連企業に対して、アスベストの使用・健康被害・対策等々に関する情報について、最低限「クボタ並み」の内容を開示することを求めました。しかし、今日に至るまでそれを実行した企業は一社もなく、政府もそのような努力を完全に怠っていることを銘記しなければなりません。

アスベスト関連企業や国自らの責任を直視することなしに、ただひたすら「迅速」に救済新法を成立させることによって、アスベスト被害の補償/救済のあり方論議に蓋をしようとしてきた政府も同罪です。私たちは、「過去の検証」も新法をはじめとした対策の策定も、まずは当事者である患者・家族の實際を把握し、その声を聞き、さらに労働組合やNPO等の参加を確保して行うよう求め続けてきました。「隙間だらけ、不公正(格差)だらけの救済法をいたずらに拙速に成立させる」ことなどは望んでいなかったのです。

そもそも石綿被害救済新法が、「すべての被害者に隙間なく公正な(労災補償並みの)補償」を実現していれば、今回のクボタと患者・家族らとの「救済金支払規定」協議も必要なかったかもしれません。少なくともクボタが、因果関係を認めず、補償ではなく救済であっても、今回の水準を話し合いで実現できたことを、政府は他山の石とすべきでしょう。新法による救済給付が実施され、「応分の財政負担」もするのであるから、それ以上の補償/救済は考えていないという企業もあると伝えられていますが、そもそもの前提が間違っています。新法は「解決策」とはなっておらず、クボタの「救済金支払規定」こそが解決への第一歩と考えるべきです。

クボタの救済金のような補償を受けられる被害者・家族と新法による救済給付のみしか受けられない者との「格差」が問題になっています。補償を行うべき企業がすでに存在しない場合や「クボタ並み」の補償をどうしても実施できない企業もあるでしょう。環境曝露の発生源が工場から建築物等の改修・解体等に移行していくにつれて、加害者を特定できない被害事例が将来増えていくであろうことも予想されます。それらも含めて、アスベストの使用を早期に中止させることを怠り、かえってその使用を事実上義務づけたり、促進してきた面すらある、国の責任を回避することはできません。結局、個別企業の対応によっていたのでは正義が実現することにはならず、国としての対応が必要になってくることは不可避です。

政府は、国会審議での衆参環境委員会における附帯決議として採択された、「因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜所要の見直しを行うものとする」、「因果関係の解明の結果」を待たずに、ただちに実行に移すべきです。

そもそも、「因果関係の解明の努力」をどのようにしていくのかどころか、努力する気があるのかどうかすら明らかにされていない現状ですから、「因果関係の解明」の方針はただちに明らかにされるべきです。

そして、それと並行して、被害者救済制度の「見直し」を行うよう要求します。「見直し」は、部分的な手直しですませるわけにはいかず、事実上「作り直し」でなければ対処できないと考えます。労災補償や「時効救済」に係る「官民格差」の解消等も必要です。

結局のところ、私たちが呼びかけて、わずか3か月の間に187万人を超す賛同署名が集まったにも関わらず、いまだに実現されていない以下の請願事項を実現するということに戻ります。私たちは、あらためて以下の事項の速やかな実施を政府に要求するとともに、政府においては、省庁間の縦割り行政の弊害を克服するため、内閣府のもとに「アスベスト対策会議」を設置するとともに、アスベスト被害者とその家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置することを要求します。

私たちは、全国のアスベスト被害者・家族とともに、その実現のために奮闘することを決意します。

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること。
3. アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

クボタの発表資料：<http://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html>

参考資料：各紙社説

【朝日新聞】2006年4月19日

アスベスト クボタは決断したが

アスベスト(石綿)で健康被害を受けた住民に、大手機械メーカーのクボタが「救済金」として1人最高4,600万円を支払うことを決めた。裁判を経ずに企業側が救済に乗り出すのは異例で、その決断は評価したい。

兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の周辺で、住民たちの健康被害が表面化したのは昨年6月のことだ。がんの一種である中皮腫の患者が相次ぎ、クボタは患者と遺族に一律200万円の見舞金・弔慰金を支払った。

しかし、労災認定された工場従業員には独自に最高3200万円を上積み補償しており、工場の中と外の格差に住民から強い不満が出ていた。

周辺住民について、クボタは健康被害との因果関係を認めなかったため、一部の住民は損害賠償を求めて集団訴訟を起こすことを検討していた。

だが公害では裁判が長期化するのが常で、被害者は大きな負担を強いられる。企業側にも長期裁判によるイメージの悪化が避けられない。今回の救済が実現した背景には、こうした事態を避けたいとの双方の思いが働いたようだ。

この合意までに、会社と住民は4回にわたって話し合いをもった。被害者の意向がある程度反映されたのもよかった。

2,500万～4,600万円の救済金の額は、薬害エイズ事件の和解一時金4,500万円とほぼ同じ水準だ。患者や遺族は「これでひと息つける」と話す。

ただ、対象となる患者は工場から半径1キロ以内に暮らしていた人に限定される。当面、救済金が支払われるのは88人だけだ。奈良県立医科大学の車谷典男教授らの疫学調査では、もっと離れた地域からも患者が出ている。

同社と患者・遺族で新たに設ける「救済金運営協議会」で、対象地域の見直しを進めなくてはならないだろう。

クボタ以外の石綿関連企業の周辺でも被害は出ている。最大手のニチアスなどは住民に見舞金を支払っているが、救済制度は手つかずのまま。クボタの制度をモデルに救済を急いでほしい。

石綿は小さな工場でも使われた。深刻なのは、独自に救済制度を設けるほど体力のない会社が多いことだ。

そのため政府は石綿新法をつくり、3月から被害救済の受け付けを始めた。患者に月約10万円の療養手当など、遺族に弔慰金など約300万円が支給される。

すでに1500件を超える申請があったが、被害者からは「とても生活できる額ではない」と批判の声があがっている。クボタの救済金との落差は大きく、支給額を思い切って増やす必要がある。

新法では、救済費用の原資は国・自治体と企業が負担する。企業分は、労災に加入するすべての企業から広く薄く集める予定で、石綿関連企業はそれに少し上乗せする方向だ。

全面禁止を遅らせた国はもちろんだが、発生源となった石綿関連企業は思い切った負担をする責任がある。

【毎日新聞】2006年4月19日

社説：石綿被害救済 「クボタ方式」は参考になる

大手機械メーカーのクボタが、旧神崎工場(兵庫県尼崎市)周辺でアスベスト(石綿)関連の中皮腫や肺がんになった患者と遺族に対し、1人当たり2,500万～4,600万円の救済金を支払うことを決めた。健康被害との因果関係が確定しない段階での事実上の補償であり、合意した患者・支援者側はおおむね「画期的な早期解決法」と評価している。

石綿を扱う企業の従業員は健康被害を受けた場合、労災保険による補償制度があるが、周辺住民は制度

の対象外だ。しかし、石綿の粉じんは大気中に飛散し、住民が吸い込めば従業員と同様の被害が出る。「労働災害」にとどまらず「公害問題」として、周辺住民をどう救済するかが大きな焦点になり、労災補償対象外の人たちの救済を目的にした石綿健康被害救済法が3月に施行されたばかりだ。

クボタの救済策は、原則として石綿救済法の規定を満たす患者や遺族で、工場が石綿を使用していた95年までに1年以上、工場の1キロ以内に生活拠点があつた人が対象。1キロについては柔軟に対応するという。現時点で死者71人を含めて88人、支払総額は32億1700万円に達する。従業員が労災と認定されれば治療費や休業補償、遺族補償など計数千万円が支給される場合があるが、今回の救済額はそれに迫る内容といえる。

クボタは健康被害の原因を工場の石綿と認めたわけではない。しかし、「影響は否定できない」と、石綿を扱った企業の「社会的責任」を救済理由に掲げる。患者側との最初の交渉から約1年で、公害紛争としては極めて異例の早期解決が図られることになる。

背景には、訴訟になった場合に膨大な費用がかかることや企業のイメージダウンを抑えようというクボタの判断があるのだろう。水俣病訴訟で患者側とチッソが裁判で和解するまで初提訴から27年かかったように、公害をめぐる訴訟は因果関係の立証などをめぐって双方が全面的に争い、長い年月を要する例が多い。その間、患者は高齢になり、決着を見届けられないまま他界する人々が絶えない。その弊害を回避したいという意図がクボタと患者側双方に働いた。

周辺住民らへの石綿被害が問題になっている企業は現在、全国で10社近いとされる。「クボタ方式」ともいえる今回の解決法は、救済策がさほど進展していない他社に大きなインパクトを与えたはずだ。各社とも何らかの対応をせざるを得ないのではないか。

気がかりなのは、「クボタ方式」と石綿救済法に基づく救済策との落差だ。同法では、患者には医療費と月額10万円の療養手当、遺族には弔慰金280万円と葬祭料約20万円が支給される。クボタの救済額との格差はあまりにも大きすぎる。環境省によると、同法に基づく申請は17日までに1520件に上り、大半が周辺住民からだという。同じ石綿の被害者にもかかわらず、救済の内容が大きくかけ離れることには割り切れなさも残る。国は一段ときめ細かな救済を実現してほしい。

【読売新聞】2006年4月20日

[アスベスト]「迅速な救済を決断したクボタ」

個別の因果関係は認めていないが、企業の「社会的責任」から事実上の補償に踏み切った。過去の公害発生企業には見られない異例の措置だ。

アスベスト(石綿)による健康被害をめぐり、大手機械メーカー「クボタ」が、中皮腫(ちゅうひしゅ)や肺がんを発症した兵庫県尼崎市の工場周辺住民の患者、遺族に救済金の支給を決めた。

救済金は最高4,600万円、社員への補償金並みだ。対象者は88人、総額は32億1,700万円に上る。住民の健康被害の公表から10か月で、裁判を経ずに、迅速な救済を図った。

周辺住民らへの被害が問題になっている他のアスベスト関連企業にも、クボタの解決法は参考になるだろう。

3月に施行されたアスベスト健康被害救済法は、関連企業に公的救済の財源の一部負担を求めている。それで個別住民への補償は終わりだ、とする企業もあるが、排出責任が消えたわけではない。

クボタの救済策にも、問題は残っている。支給対象を工場から半径1キロ圏内に住んだり、通勤・通学をしたことのある人に限った点だ。疫学調査では、4キロ離れた地点でも、大気汚染防止法の基準を超える濃度のアスベストが飛散していたという。さらに検討すべき課題だ。

発生源が、「体力」のない中小企業や転廃業した企業の場合は、こうした救済は望めない。

健康被害救済法での支給は、遺族には弔慰金など計300万円、患者には医療費と月額10万円の療養手当だ。クボタの救済金とは10倍以上の隔たりがある。

異例の早さで成立した救済法は、緊急避難の色彩が濃い。遺族年金や休業補償などを認め、数千万円規模になることもある労災の補償より支給額は少ない。じん肺など、労災では対象にされる3種の疾病も認められていない。

同じアスベスト被害でも、救済の内容に格差が出ることに、患者や遺族は割り切れない思いを抱くだろう。救済法の財源は、国がすでに388億円を拠出している。自治体や260万社に上る労災保険適用事業所、追加拠出を求めるアスベスト関連企業の負担規模の検討はこれからだ。年間2,000人以上とされる新規患者に対応できる拠出構造へ合意を図らなければならない。

救済法の申請は1か月で全国で1500件を超えた。近く判定の手续に入るが、早急に結果を出してほしい。

治療法や早期発見のための診断法の開発、工場などの発生源と健康被害の因果関係の解明といった被害の全容に迫る作業も、ピッチを上げる必要がある。

【沖縄タイムス】2006年4月19日朝刊

【クボタの救済金】石綿企業、国はならえ

大手機械メーカーのクボタ(本社・大阪市)がアスベスト(石綿)による健康被害を受けた旧神崎工場(兵庫県尼崎市)の周辺住民らへの救済金制度を独自につくった。労災認定された社員並みの補償となる最高四千六百万円から最低2,500万円を支払う内容。企業が補償制度をつくるのは初めてで、高水準の救済金となっている。

クボタは健康被害との因果関係を認めただけではない。損害賠償訴訟で企業のイメージダウンにつながるのを避けたいとの判断が働いたとみられる。それでも、今回の制度は迅速に被害者を救済し、企業の社会的責任の取り方として評価されよう。

対象者は、神崎工場で石綿を扱っていた1954-95年に、工場の一キロ以内で一年以上住むか職場や学校に通勤、通学していた人。仕事で石綿を取り扱った経験がなく、石綿健康被害救済新法で被害者と認定された患者とその遺族であることを条件とした。クボタは把握している88人に総額32億1,700万円を支払う。

1キロを超えたケースにはどう対応するか。57-75年は、工場から4キロ離れた場所でも環境基準以上の石綿が飛散していたとの専門家の調査結果もある。これらはクボタと住民側支援団体でつくる救済金運営協議会で個別に話し合うことにしており、クボタの誠意ある姿勢を望みたい。

石綿被害を公表している企業は体力の問題もあるが、クボタ並みの補償の実施を検討するべきだ。現状のままでは、地域によって格差が生じることになるからだ。

3月施行の新法は労災補償を受けられない周辺住民らを支給対象としている。患者の遺族には特別遺族弔慰金280万円と特別葬祭料約20万円、患者には医療費自己負担分と療養手当月約10万円を支給する。

これらの給付額は工場従業員の労災補償と比べ開きがある。新法には五年以内に見直しをする規定があるが、それを待たず、政府は被害者らの声に耳を傾け、格差是正に取り組むべきだ。

【西日本新聞】2006年4月19日

早い対応は評価したいが 石綿救済金

国内で過去に起きた数々の公害事件は、その多くが法廷で原告側と因果関係を争ってきた。

公害裁判は通常、長い歳月を要する。判決を聞くまでの間、被害者は肉体的な痛みに加えて精神的な苦しみを受ける。原因企業の方も負のイメージが濃くなっていく。

仮にこうした公害事件の典型的な経緯をなぞるとすれば、金銭では埋め合わせができない深刻な禍根を残すだろう。大手機械メーカーのクボタは、こう判断したと思われる。

同社の旧神崎工場(兵庫県尼崎市)から飛散したアスベスト(石綿)を吸って健康被害を受けたとみられる周辺住民らに、1人最高で4,600万円の救済金を支払う制度をつくった。

この救済金は、国の救済制度に基づいて認定された人で工場から半径1キロ以内に1年以上の生活歴があるなどの条件を満たす場合に支給する。工場から飛散した石綿と病気の因果関係を明確には認めず、同社への賠償請求権を放棄することが支給の条件となる。

昨年6月、石綿を吸い込んで中皮腫などの病気になり従業員ら多数が死亡した事実を公表して約10カ月。訴訟を避ける早い対応だ。被害を生じさせた企業の社会的責任の取り方の一モデルとして一定の評価はし

たい。

それでもなお、利潤を追求する製品製造過程で自社従業員と家族、周辺住民に多数の犠牲者を出した事実はあまりに重いと云わざるを得ない。

石綿で健康被害を受けた人のうち従業員は、労災認定されれば補償を受けることができた。しかし、労災補償を受けられずに亡くなった従業員や家族、工場周辺住民らは対象外だ。

クボタの被害実態公表を契機として国も、異例なほど早い動きを示した。石綿被害者救済法ができ、労災対象外の被害者に医療費や療養手当、遺族への弔慰金などを支給する制度が今年3月に発足している。

クボタがこれまで支給してきた見舞金・弔慰金に国の救済制度分を加えても、労災救済に比べると、まだ大きな差があった。クボタが新設した救済金制度は、この不公平感を解消するものになる。

「半径1キロ以内」の線引きから対象外になったケースは救済金運営協議会で話し合っていくという。わずかな距離で外されれば納得しがたい人もあろう。健康被害の実態を重視しながら、柔軟に運営してほしい。

ただ、これは、決算で大幅な収益が見込まれるクボタならではの救済金制度だ。経営体質が強くない企業では救済範囲や金額面で差が生じるとみられる。これをどうしたらいいか。

新たな健康被害者を出さない施策も抜かりがあってはならない。石綿健康被害問題はまた多くの課題を残している。

【中国新聞】2006年4月22日

生かしたい大きな決断 クボタの石綿救済

社会的責任を重視する姿勢が、因果関係の有無を棚上げにして迅速な決断を導き出した。アスベスト(石綿)被害をめぐる、大手機械メーカーのクボタが、兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺で中皮腫や肺がんになった患者や遺族に対し救済金の支払いを決めた。

金額は4,600万 2,500万円。対象は88人で、総額32億1,700万円になるという。問題の発覚から10カ月足らず。裁判を経ることなくスピード解決を図った。金額も社員への補償金並みである。

これまでの公害紛争は裁判に持ち込まれ、結論まで長い年月を費やすのが常だった。公害の原点とされる水俣病では、政府の公式確認から関西水俣病の最高裁判決まで半世紀近くかかった。生活の困窮、高齢化、そして決着を見届けないままの死…。長期化による患者の苦しみは、水俣病に限らず繰り返されてきた。

対立が長引く大きな要因が因果関係の立証である。クボタは今回、因果関係を認めたわけではない。しかし「影響は否定できない」と一歩踏み込んだ。

異例の決断の理由には「石綿を扱った企業の社会的責任」を挙げている。訴訟になれば膨大な費用が見込まれ、イメージダウンも避けられない。最近是不祥事の事後処理を誤って経営に響く例も出ている。クボタは業績も好調なだけに、「引きずるのは得策ではない」と判断したとみられる。

石綿被害では、工場の周辺住民と労災保険による補償のある従業員との格差が課題だった。「塀一枚で命の値段が違うのか」という指摘だ。このため石綿健康被害救済法が3月に施行された。

新法では遺族に弔慰金など計300万円、患者には医療費と月10万円の療養手当を支給する。しかし今度のクボタの救済策とは、10倍以上の隔たりがある。

さらに企業間格差も生まれそうだ。億単位の救済は経営を揺るがしかねない。地域によっては、発生源が中小零細業者や既に廃業したケースもあるという。患者にすれば「会社によって命の値段が違うのか」と言いたくなる。

環境省によると、新法に基づく住民からの給付申請は20日までに全国で1,648件に上る。同じ苦しみにさらされながら、救済の度合いに大きな差が出るのはおかしい。関連企業や規制が後手に回った国は患者の側に立った対応が必要だ。

【日本経済新聞】2006年4月21日

社説:クボタの石綿補償に続くのは

アスベスト(石綿)による健康被害問題で、大手機械メーカーのクボタは、石綿を扱っていた工場の周辺住民を対象に、救済金という名の補償金を支払う制度を独自に設けた。

企業活動が原因となって健康被害が広範囲に生じた事例で、裁判や調停を経ずに企業が責任を自認し被害を補償するのは極めて珍しい。クボタの決断を評価すると同時に、石綿による健康被害を出した他の企業と、危険性を知りながら対策が遅れた行政の今後の動きを注視したい。

中皮腫など石綿に起因する疾病に侵された人への補償は、労災保険が、先月施行したばかりの石綿健康被害救済新法に基づく給付で行われる。一般住民も救済の対象にした新法は、迅速に作られたが、救済給付の水準が労災適用のケースと比べ低いところに不満が集まっている。

クボタの救済金は、新法で被害認定されることを支給条件の1つにしつつ、自社の社員・退職者への労災補償を上回る水準にしており、いわば新法の足らざる部分を補う格好だ。昨年暮れ、工場周辺の健康被害者に会ったクボタの社長は「(石綿と中皮腫の因果関係は)根拠を見いだすに至っていないが、石綿の危険性を認識せずに使った事業者としての道義的責任を感じる」と述べている。

石綿を扱った事業所の周辺住民に健康被害が出ている企業はクボタと同様の責任を感じ、周辺住民に社員・退職者に対するのと同水準の補償をする手立てを講じるべきだろう。

行政はどうか。世界保健機関や国際労働機関などが石綿の発がん性を指摘し政府部内でも危険性の認識があったのに「管理して使えば安全」との発想にとらわれて、使用禁止の規制が後手に回った責任は、クボタなど石綿を扱った企業よりも重いのではないかと。国が新法を作り、給付金の財源を産業界、地方自治体と共に負担するのは、その責任を認めたからにはほかなるまい。

新法は給付の水準だけでなく、被害認定の厳しさなど、不十分なところが早くも浮き出ている。補償の水準をクボタのように上げようにも、廃業したり資力に欠ける企業もある。政府も関係企業も、新法は石綿被害対策の出発点と心得て「すき間なき救済」を目指してもらいたい。

【産経新聞】2006年4月19日

【主張】アスベスト禍 評価できるクボタの補償

大手機械メーカー「クボタ」の旧神崎工場(兵庫県尼崎市)の周辺住民にアスベスト(石綿)による健康被害が広がっている問題で、同社は周辺住民と遺族に1人最高4,600万円を支払う救済策を決めた。対象は88人にのぼり、支払総額は32億円に達する。

昨年6月に住民被害が発覚してからわずか10カ月だ。クボタは石綿と健康被害との間に因果関係は認めていないが、「石綿を飛散させた社会的な責任がある」として事実上の補償に踏み切った。企業が因果関係を認めないまま、裁判を経ずに補償した例はなく、クボタの決断は高く評価できる。

だが、問題点もある。救済の対象者を、工場から半径1キロ以内に居住・生活歴を持つ人、に限定したことだ。大気汚染防止法で定められた基準値を上回る濃度の石綿は、データ上では最大で半径4キロまで飛散している。クボタは対象外についても話し合うとしているが、「半径1キロ」の線引きをめぐっては異論も出であろう。

今回の救済策は、同様の立場に置かれている他の企業がこんご補償を行う際のモデルケースになるのは確実である。だが、クボタは平成18年3月期の最終利益が770億円(見通し)にのぼる。体力がある企業だからこそできた救済策ともいえる。

クボタ並みの補償ができない企業も出てこよう。その際の「補償格差」はどう補填(ほてん)されるのか。とくに石綿被害が広がっている大阪・泉南地域では対象企業の大半がすでに転廃業した。このため地元被害者は「国には不作為による責任がある」と、5月にも国家賠償請求の訴訟を起こす予定だ。

確かに国は無策であった。世界保健機関(WHO)が石綿の発がん性を指摘したのは1972(昭和47)年、国際労働機関(ILO)が最も危険な青石綿の使用を原則禁止したのが1986年である。この間、学校など教育施設の石綿が再三、問題になりながら、有効な対策を打ち出さなかった。青石綿を使用禁止にしたのは9年後の平成7年になってからである。

同じ健康被害を受けながら、加害企業の体力差や、加害企業そのものの廃業による補償格差は好ましくない。国はクボタを参考に、さらに救済策を進めるべきである。